

公益財団法人研医会 科学研究費補助金等取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は公益財団法人研医会が科学研究費補助金等（以下「科研費等」という）の積極的な活用にあたって、所属する職員等の適正な業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 科研費等に係る取扱いについては、この要項に定めるものの他、「財団法人研医会における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「公益財団法人研医会研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」、応募する科研費等補助金等の取扱規定、その他関係する法令等に従って適正に業務を行うものとする。

(体制)

第3条 科研費等の運営・管理に関わる責任と権限の体系は以下のとおりとする。

- ①最高管理責任者 最高管理責任者は代表理事とし、機関全体を統括し科研費等の運営・管理について最終責任を負う。
- ②研究費管理責任者 研究費管理責任者は庶務とし、最高管理責任者を補佐し、科研費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③コンプライアンス推進責任者 コンプライアンス推進責任者は、研究自治委員会より1名がこの任を負う。機関内における科研費等の運営・管理について責任を持つ。
- ④最高管理責任者は不正防止対策を実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って科研費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第4条 研究者及び事務職員は科研費等を取り扱う上で以下の点に留意する。

- ①研究者は研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を認識するものとする。
- ②事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識をもつこととする。

(調査等)

第5条

科研費等に関する調査等は、以下のとおりとする。

- ① 科研費等のモニタリングは、日常的に研究実態、事務処理、経費の支払い等について、関係者から聴取するなどして監視をすることをいい、庶務においてこれを行う。
- ② モニタリング結果については、時宜適切に統括管理責任者を經由して、最高管理責任者に報告するものとする。
- ③ 科研費等の取り扱いについて、モニタリング等により、不正使用もしくは不正使用が疑われる事態になった場合は、最高管理責任者の指示により研究費管理責任者を長とする「調査委員会」を編成し、関係帳票等の調査を行う。なお、調査委員会の編成に際しては、利害関係を有すると思われる者を対象としない。
- ④ 調査委員会による調査の結果、研究費管理責任者が不正使用の蓋然性が高いと認めた場合は、最高管理責任者に報告するとともに、理事・監事あてに報告するものとする。
- ⑤ 調査委員会は不正使用の事実を把握した後に、不正発生要因を探索し、最高管理責任者に報告するものとする。

(不正防止計画推進担当)

第6条 科研費等の不正使用の防止のため、次のとおり不正防止計画推進責任者をおく。

- ① 不正防止計画推進責任者は、研究自治委員会のうちの1名がこれを担う。
- ② 不正防止計画推進責任者は、本規程その他関係法令等を遵守した科研費等の取扱いを推進し、また不正防止計画の策定を行う。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、把握した不正発生要因に基づいて不正防止計画の見直し等を不正防止計画推進責任者に指示する。

(研究費管理体制の整備)

第9条 科研費等補助金等の研究費管理体制は次のとおりとする。

- ①研究費管理体制については、最高管理責任者の責任の元に研究費管理責任者とコンプライアンス推進責任者がこれを支える。
- ②研究経費の執行に関しての発注、契約、検収等に関しては、「財団法人研医会における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や事務規程に従い、それぞれの担当者が業務を分担する。

(科研費等補助金等使用ルール相談窓口)

第10条 科研費等補助金等使用ルール相談窓口を次のとおり設置する。

- ①科研費等補助金等使用ルール相談窓口（以下、「ルール相談窓口」という）は科研費等補助金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口とする。
- ②ルール相談窓口は、庶務が担当する。

(科研費等補助金等通報（告発）窓口)

第11条 科研費等補助金等通報（告発）窓口は、次のとおりとする。

- ①科研費等補助金等通報（告発）窓口（以下、「通報窓口」という）は、機関内外から科研費等補助金等に関する通報（告発）を受け付ける窓口とする。
- ②通報窓口は代表理事、監事、顧問税理士とする。
- ③不正等に係る情報は、通報を受けた者から迅速かつ最高管理責任者に報告するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。